

岡山商科大学オープンアクセスポリシー

制定 2020年10月6日

(趣旨)

1. 岡山商科大学（以下「本学」という。）は、本学の研究ビジョンに基づき、本学の研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局、学会等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教職員による研究成果（以下「研究成果」という。）を可能な限り、広く無償で公開する。

(公開方法)

3. 研究成果は、以下のいずれかの方法によって公開する。

- (1) 「岡山商科大学機関リポジトリ」に登録する。
- (2) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。
- (3) その他、学長が特に認めた方法

(適用の例外)

4. 著作権その他やむを得ない理由で公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

5. 本ポリシーの施行の日（以下「施行日」という。）以前に出版された研究成果や、施行日以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(岡山商科大学機関リポジトリへの登録)

6. 岡山商科大学機関リポジトリへの登録、公開等に関する事項は、適宜、将来構想検討委員会にて審議し学長の決裁を経て決定する。

(その他)

7. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(附則)

この規程は、2020年10月6日から施行する。